

ウェビナー傍聴レポート
Klik ウェブキャストシリーズ：ITMO 調達プロセス（アジア版）
Klik webcast series: The ITMO procurement process | Asia Edition

（一社）海外環境協力センター（OECC）

- タイトル: Klik webcast series: The ITMO procurement process | Asia Edition
- 日時: 2020 年 8 月 26 日（水）16:00–17:30 JST
- 主催: Klik Foundation
- スピーカー: Mischa Classen and Michael Brennwald, Klik Foundation
- モデレーター: Mischa Classen, Klik Foundation
- 参加者数: 35 名程度
- 概要: [Klik 財団](#)は、スイス政府の NDC における緩和目標を達成するための ITMO 調達を任務として課されており、そのための調達プログラムを構築した。本ウェビナーでは、スイスにおける ITMO 調達の法的枠組み、調達 ITMO の要件、調達プログラムの概要及びプロセス、応募状況、提案事例について共有された。

ITMO 調達を実現するため、二国間協定による CO2 アカウンティングの義務（相当調整など）、移転に係る様式と手順、緩和取組の承認に係る要件について合意する二国間レイヤーと、事業者と ITMO の購入契約を締結し、案件形成のコンサルティング、買取条件、支払い方法などを定める商業レイヤー、の 2 種類のアプローチが実施されている。

また、同プログラムでは、2030 年までに 3500～5400 万 tCO₂ の ITMO を調達することを目標に、これまでに 2 回の緩和取組の公募を行い、60 の提案から 7 つの取組を 1 次採択している。

※本ウェビナーの発表資料及び録画は以下 URL に掲載されている。

https://www.klik.ch/de/Aktuell/Publikationen.245.html?publication_id=64

■ **発表：Legal Frame and Mandate (Mischa Classen, Klik Foundation)**

[ITMO 調達に係る法的枠組み]

- ✓ スイス政府は NDC において、1990 年比で 2030 年までに GHG 排出量を 50%削減することを目標とし、その内最低 30%を国内対策で、残りを ITMO 調達により実現する想定。
- ✓ スイスの CO₂ 法において、国内の車両用燃料の輸入業者は燃料由来の CO₂ 排出をオフセットすることが義務付けられており、これを受けて 2012 年に Klik 財団を設立した。2013 年から 2020 年までは、同法により国内での CO₂ 削減を実施してきたが、同法を改正して、2021 年以降は国際的な CO₂ 削減（ITMO）の調達にも取組む予定。
- ✓ 2030 年までの ITMO 調達の必要量は、現在の CO₂ 法では国内対策がより野心的であるため 3500 万 tCO₂、NDC では 5400 万 tCO₂ と見積られる。このために、2030 年までに約 10 億ドルの資金が必要となる想定で、これには燃料輸入業者の売り上げの一部が原資となる。

- ✓ KliK 財団は 2019 年に ITMO 調達プログラムを立ち上げ、現在までに 2 回の公募を実施している。一方、それ以前の 2016 年より、[Climate Cent 財団](#)により、パイロット事業の開発も実施してきた。

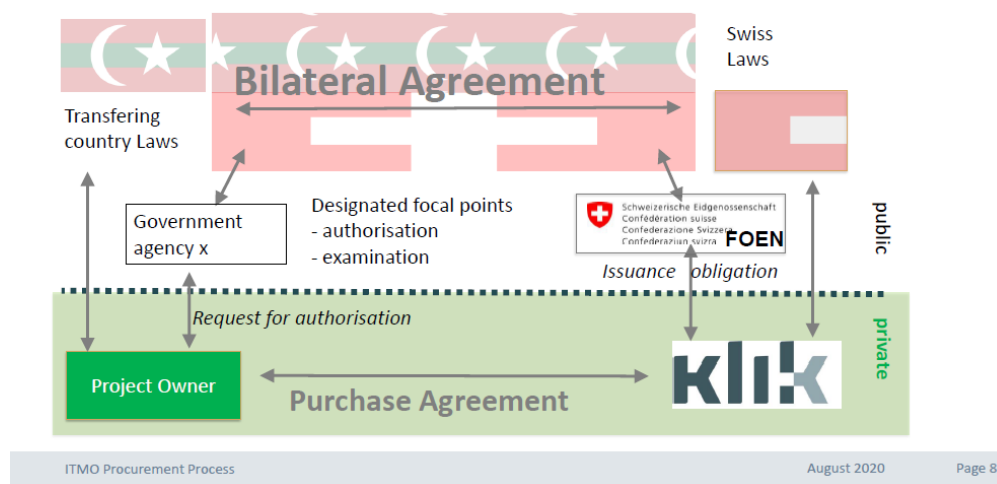
[国際・国内で定める要求事項への対応]

- ✓ KliK 財団による ITMO 調達プログラムは、パリ協定 6 条 2 項に沿った取組として位置付けられ、同条項の要求事項である二重計上の回避（相当調整）、持続可能な開発への貢献、野心の向上などの合致するよう実施する。
- ✓ 更に CO2 法による要求事項として、GHG 排出源の固定化（Carbon lock-in）の回避、追加的投資であるべきこと、「[San Jose Principles](#)」（※COP25 時に発表された 2020 年以前のクレジットの使用禁止などを定めた原則）、も遵守する。

[ITMO 調達のアプローチ]

- ✓ 二国間レイヤー：スイス連邦環境局（FOEN）の主導により、スイスと ITMO 移転国の間で二国間協定を締結し、CO2 アカウンティングの義務（相当調整など）、移転に係る様式と手順、緩和取組の承認に係る要件について合意する。
- ✓ 商業レイヤー：民間もしくは公共の事業者と ITMO の購入契約を締結し、案件形成のコンサルティング、買取条件、支払い方法などを定める。
- ✓ 商業的契約を結んだ KliK 財団とプロジェクト事業者は、それぞれの国内ルールに従って事業を実施する。例えば、日本の JCM における合同委員会のような仕組みは設けず、両国が個別に国内ルールに沿って決定を行う仕組み。

Public – Private Architecture



二国間レイヤーと商業レイヤーによるアプローチの概要（発表資料を抜粋）

[調達プロセスの概要]

1. 民間事業者は、関心表明（EOI）により適格な事業者として登録
2. 民間事業者もしくは政府は、緩和取組のアイデア文書（MAIN）を提案
3. 民間事業者もしくは政府は、緩和取組の説明文書（MADD）を提案
4. 民間事業者と KliK 財団とが、ITMO の購入契約（MOPA）を締結

※3 及び 4 の段階で、Klik 財団による案件形成の支援が行われる。

※各国政府は 1 の登録なしで、どの国でも 2 の MAIN を提案することが可能。

※2 の MAIN の提案はオンラインインターフェースにより可能。

■ 発表 : The ITMO Procurement Process Process and Portfolio (Michael Brennwald, Klik Foundation)

[Klik 財団による ITMO 調達プロセスのステップ]

1. MAIN 及び移転国政府による基本合意書 (LoI TC) をオンラインで提出する (民間事業者は公募期間のみ提出可、政府は随時提出可)。
2. Klik 財団は、提案された緩和取組を審査する。
3. 事業者は、スイス政府による基本合意書 (LoI CH) を申請する。
4. Klik 財団は、支援表明 (LoS) を発行し、MADD 及び取組設計書作成を補助する。
5. 申請者は技術及び資金に係る提案書を作成する。
6. Klik 財団は最終化された取組設計書を審査し、Klik の審査委員会、スイス政府及び移転国政府へ提示する。

※ステップ 1~6 の間に二国間協定が締結されていることが、ステップ 7 へ進む要件となる。

7. 移転国政府及びスイス政府により認証された独立審査機関は、MADD の妥当性確認を行う。
- 8.&9. 移転国政府及びスイス政府は、二国間協定及びパリ協定 6 条 3 項に基づき、プロジェクトを公式承認する。
10. ITMO 購入のための MOPA の交渉・締結を行う。
11. MOPA の締結を経て、MADD 及び MOPA に沿って緩和取組を実施する。

(調達プロセスの詳細はイベントページに掲載されている発表資料「[The ITMO Procurement Process Process and Portfolio](#)」から閲覧可能。)

[ポートフォリオ]

- ✓ これまでに、2 回の公募において合計 60 件の緩和取組の提案があった。その内、28 件は Klik の要件に合致せず不採択、31 件は詳細審査に進み、政府から提案された 1 件は審査中。
- ✓ 審査中の 31 件の内、15 件は再提出、9 件は修正条件付きの一次採択、7 件は一時採択され MADD の作成中。
- ✓ 審査中の 31 件の地理的分布は、アフリカ 12 件、中南米 12 件、アジア 6 件、東欧 1 件。
- ✓ 審査中の 31 件の技術分野は、再エネ、廃棄物発電、バイオガス、改良かまど、省エネを含む。
- ✓ 一次採択された 7 件の概要は、[Klik 財団のウェブページ](#)に掲載されている。

■ 発表 : Requirements and Examples (Mischa Classen, Klik Foundation)

[対象となる取組]

- ✓ 基本となるのは、スイスの CO2 法及びパリ協定及びルールブック、人権及び持続可能な開発、環境十全性 (実際に削減がされ(real), 検証可能(verifiable)、永続的(permanent)) の考え方。
- ✓ 技術分野として、原子力、化石燃料による発電は除外され、化石燃料に依存したエネルギー効率

改善は制限されている。また、AFOLU 及び REDD は、国際及び国内ルールが不確定な状況。

[MAIN 審査における要件]

- ✓ 環境十全性：ITMO 移転国の低炭素開発戦略（LEDS）もしくは NDC で取組まれる国内施策と重複しないこと。気候資金における二重主張を回避すること。
- ✓ 商業的リスク：地方政府による支持、国内法制度への適合、現地カウンターパートの適性、ビジネスとしての実現性、ガバナンス、人権及び持続可能な開発の面での適切性。
- ✓ 審査要件は、各回の入札文書で明示される。

[事例 1：セネガルでのバイオガス発生装置]

- ✓ セネガルの政策「国家家庭バイオガス発生装置プログラム」を促進する取組で、既に世界銀行の Standardized Crediting Framework (SCF)が実施されていることで、関係機関や法制度の準備が整っており、また事業性も優れている。
- ✓ 本件の課題として、「国家家庭バイオガス発生装置プログラム」は既に NDC パッケージに含まれており、提案内容を NDC の取組と差別化し、NDC に対して追加的な取組にすることが、事業者には求められる。

[事例 2：ペルーでのグリーンクレジットライン]

- ✓ ペルーの中小企業による省エネ対策に対する証券化ローンの導入という新しいタイプの取組で、既存のスイスとペルーの協力活動を拡張する形で取り組まれている。
- ✓ 本件の課題として、同事業による削減効果の評価の難しさと GHG 排出源の固定化（Carbon lock-in）の回避を行うことが挙げられる。

■ 質疑応答

Q1：スイス政府は ITMO 移転国による相当調整が行われることをどのように保証するのか？

A1：各国との二国間協定には、相当調整を確実に行うための対策が必ず含まれるが、その内容は協定によって異なってくる場合も想定される。

Q2：実現された緩和成果は、NDC の条件なし目標と条件付き目標のどちらにカウントされるのか？

A2：Klik 財団の ITMO 調達プログラムは、NDC パッケージに含まれる取組を対象としない方針であることから、条件付き目標に貢献する取組へ資金提供することを目標とする。

Q3：Klik 財団は、定量的目標を定めている NDC を持つ国からも ITMO を調達するのか？

A3：除外することはしないが、追加性を証明する等の点において非常に困難が伴うと思われる。

Q4：スイスの登録簿における ITMO 獲得の手続きはどのようなものか？

A4：現状、両国間の登録簿はリンクしていないため、移転国で発行されたクレジットは国内に保有され、それを無効化した上でスイスでも国内登録簿内でクレジットを発行する形が想定される。

以上
作成：渡辺 潤